

公 告 書

令和 7 年 5 月 16 日

事業計画者 株式会社 GYXUS

代表取締役 平田 富太郎

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例（平成 20 年 10 月 24 日三重県条例第 41 号。以下「条例」という。）第 21 条第 1 項の規定に基づき事業計画書を作成いたしましたので、条例第 22 条第 1 項の規定により、下記のとおり公告を実施し、条例第 23 条第 2 項第 9 号に規定する関係住民等（以下「関係住民等」という。）は本事業計画について生活環境の保全上の見地による意見書を弊社に提出することができます。

1. 事業計画の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地

名 称	株式会社 GYXUS
代 表 者	平田 富太郎
主たる事務所	三重県四日市市住吉町 15 番 15 号
連絡先	059-363-8808

2. 産業廃棄物処理施設設置等の目的、計画及び処理施設の種類並びに処理する廃棄物の種類

目 的	石膏ボードのリサイクル
計 画 地	いなべ市大安町平塚 839-1
処理施設の種類	破碎施設
処理能力及び処理する産業廃棄物の種類	処理能力：1.8 t / h 19.8 t / 11 h（日） ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を除く。水銀使用製品産業廃棄物を除く。）（石膏ボード）

3. 事業計画書の写しの縦覧の場所及び時間

縦 覧 の 場 所	いなべ市大安町平塚 839-1 株式会社 GYXUS いなべ工場 事務所
縦覧の開始予定日	令和 7 年 5 月 16 日
縦 覧 時 間	8 時 00 分から 17 時 00 分 （土曜日・日曜日・祝日を除く）

4. 説明会の開催

日 時	令和 7 年 6 月 1 日（日）10 時
場 所	いなべ市大安町平塚 839-1 株式会社 GYXUS いなべ工場

5. 意見書の提出期限、提出先

提 出 期 限	令和 7 年 7 月 4 日（金）
---------	-------------------

提出先	〒511-0272 いなべ市大安町平塚 839-1 株式会社 GYXUS いなべ工場
提出方法	持参又は郵送 ※提出期限日必着 (持参の場合土曜日・日曜日・祝日を除く)
様式	規定なし

6. その他手続き等

見解書の縦覧	意見書の提出があったときは、意見書に対する弊社の見解を記載した書面（以下「見解書」という。）を作成し、縦覧に供します。
再意見の提出	見解書を縦覧した場合、関係住民等は見解書について生活環境の保全上の見地からの意見を記載した書面（以下「再意見書」という。）を弊社に提出することができます。
再見解書の縦覧	再意見書の提出があったときは、再意見書に対する弊社見解を記載した書面（以下「再見解書」という。）を作成し、縦覧に供します。
備考	見解書及び再見解書の縦覧の場所、期間及び時間並びに再意見書の提出期限及び提出先等については、弊社のホームページ（ http s : //gyxus.co.jp ）に掲載します。